

災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と新潟県エルピーガス協会県央支部（以下「乙」という。）とは、災害時におけるLPガスの供給に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙がLPガスの調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時にLPガスの調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（連絡先等確認）

第4条 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

（納入方法）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へLPガスを納入するものとする。

2 甲は、乙がLPガスの運搬を行うときは、運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（対価及び費用）

第6条 LPガスの対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 LPガスの対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、LPガスの納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（協議事項）

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、

その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年5月1日

甲 三条市旭町2-3-1
三条市
代表者 三条市長 國定 勇 人

乙 加茂市寿町3-17
新潟県エルピーガス協会県央支部
支部長 阿 部 明